

データの開示

〔個人情報保護に関する法律〕

- 個人情報取扱事業者は、本人からの求めに応じて、本人に対し、保有している個人データを開示しなければなりません。ただし、その情報が業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とすることもできます。

〔雇用管理に関する指針〕

- 業務に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するか否かについては、あらかじめ、労働組合等と必要に応じて協議するよう努めることが求められます。
- また、人事評価、選考に関する個々人の情報については、基本的には非開示とすることが考えられますが、その取扱いについては、なるべく労働組合等と話し合った上で決定することが望まれます。

